住民監査請求にかかる監査結果

令和元年10月3日付けで提出された上島町職員措置請求について、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第4項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年12月4日

上島町代表監査委員　森本　英隆
上島町議選監査委員　濱田　高嘉

第1　監査の請求

1　請求の要旨

（原文のとおり）

(1) 財務会計上の不当行為

宮脇町長は、平成31年3月に「インランド・シー・リゾート　フェスパ」の指定管理者である株式会社いきなスポレクに、不適切な補助金を支出し、町民に大きな損失を与えた。

(2) 理由

宮脇上島町長は、平成30年4月1日より新たな指定管理者として運営を始めた、自らが社長である株式会社いきなスポレクへ、平成31年3月8日に支出した補助金2，750万円の支出根拠は、上島町と株式会社いきなスポレクが結んだ「インランド・シー・リゾート　フェスパの管理に関する基本協定書」第35条にあるとしている。

しかし、第35条第3項には「不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性が認められる範囲内で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補填された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。」とあり、「用語の定義」には、「不可抗力とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂災害等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰することができない事由をいう。なお、施設利用数の増減は、不可抗力に含まないものとする。」と明記されている。

従って、今回の補助金支出は、「インランド・シー・リゾート　フェスパの管理に関する基本協定書」第35条に違反するものである。

更に、宮脇上島町長は補助金積算にあたって、「平成30年7月6日から7日の豪雨による11日間の断水は、10月までの4ヶ月間にわたりフェスパ運営に影響が出ており、以前の経営業者3年間の平均売上との差額を補助金とする。」としているが、その期間の根拠はどこにも証明されていない。

反対に、この4ヶ月間の宿泊売上は過去3年間平均より増加しており、売り上げが大幅に減少しているのは食事部門や入浴部門である。

特に、食事部門の売り上げは宮脇上島町長の4ヶ月とした影響期間以外の月でも、平成30年度12ヶ月間は過去の経営業者と比較して毎月400万円以上の売上が減少しており、7月豪雨の影響ではないことは明白である。

また、議会での決算認定議案資料によると問題点や疑問点が多く、その部分が説明されないまま議決したのも不適切である。

従って補助金の積算根拠となる数字も、経費の調査を含め十分な精査が行われておらず不当である。

(3) 結果

上島町から株式会社いきなスポレクへの補助金2，750万円は、違法な支出行為であり、町民に損害を与えた。

(4) 求める措置

監査委員は町長に対し、株式会社いきなスポレクの補助金2，750万円の返還と、補助金積算の詳細明細を明らかにする措置を講ずるよう、勧告することを求める。

なお、事実を証明する書面の内容については、この監査結果への記載を省略しています。

2　監査請求人

個人のため非公開

3　請求のあった日

令和元年10月3日

第2　請求書の受理

本件請求は、令和元年10月3日に提出され、令和元年10月7日に地方自治法第242条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理しました。

第3　監査の対象

請求人が提出した請求書及びその事実を証する書面から判断して、次に掲げる事項を監査対象事項としました。

❶ 町長が平成31年3月に「インランド・シー・リゾート　フェスパ」の指定管理者である株式会社いきなスポレクに補助金として2，750万円を支出したことについては、まず、町は、平成31年2月8日、議員協議会にて議会に対し、7月豪雨災害支援について報告を行い、平成31年2月15日に第1回上島町議会臨時会において平成30年度上島町一般会計補正予算（第5号）を上程しました。

この臨時会において、議会は、重要案件として予算決算委員会に付託することとし、当委員会は、2月20日及び2月28日の両日、長時間にわたり、慎重に審査を行いました。平成31年3月8日、第1回上島町議会定例会が開催され、予算決算委員会委員長から、2，750万円の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決定したことが審査結果と報告され、その後、反対、賛成の討論があり、採決の結果、可決成立しました。

地方自治法第242条第1項の監査請求によれば、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の具体的な行為を対象とするものであり、議会の議決の当否にまで監査委員の権限が及ぶものではないことは、最高裁判所の判例（昭和37年3月7日判決）から推察されます。したがって議会の議決により支出された補助金については、違法性はないものと解されます。なお、町による補助金の支出行為について、監査の結果、補正予算成立後に適正に処理されていることを確認しました。

❷ 当該補助金が上島町と株式会社いきなスポレクが締結した「インランド・シー・リゾート　フェスパの管理に関する基本協定書」第35条の不可抗力を根拠とする損失に該当するかどうかについては、7月豪雨が広島、愛媛にわたり大災害が発生し、特に上島町内でも断水や土砂災害が多く発生したことは明らかであり、十分根拠となりうるものであります。なお書きにある「施設利用数の増減は、不可抗力に含まないものとする。」と明記されているのは、平常時における記述であり、天災の影響による利用者数の増減には当たらず、協定書違反ではないと理解できます。

❸ フェスパの平成30年7月から10月までの売り上げの減少が7月豪雨に起因するものと言えるかどうか、また、その補助金（災害支援金）の算出根拠に妥当性があるかどうかについても❶と同様に議会に詳細な資料により補正予算として上程し、町側からの説明の上、長時間にわたる慎重審議の結果であり、議会の議決に監査委員の当否は及ばないと言わざるを得ません。

第4　監査の実施

1　関係人の事情聴取

本件関係人を請求者及び上島町商工観光課とし、令和元年11月5日に請求者、令和元年11月11日に商工観光課職員から事情聴取を行い、請求に関する確認等を実施しました。

2　請求人並びに関係職員等の陳述

監査請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月15日に弓削総合支所庁舎において証拠の提出及び陳述を行う機会を与えました。また、同日、同会において、請求人の陳述内容に対しての関係職員等（町長）が意見を述べる陳述を行いました。

第5　監査の結果

❶ 町長が平成31年3月に「インランド・シー・リゾート　フェスパ」の指定管理者である株式会社いきなスポレクに補助金として2，750万円を支出することについては、まず、町は、平成31年2月8日、議員協議会にて議会に対し、7月豪雨災害支援について報告を行い、平成31年2月15日に第1回上島町議会臨時会において平成30年度上島町一般会計補正予算（第5号）を上程しました。

この臨時会において、議会は、重要案件として予算決算委員会に付託することとし、当委員会は、2月20日及び2月28日の両日、長時間にわたり、慎重に審査を行いました。平成31年3月8日、第1回上島町議会定例会が開催され、予算決算委員会委員長から、2，750万円の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決定したことが審査結果と報告され、その後、反対、賛成の討論があり、採決の結果、可決成立しました。

地方自治法第242条第1項の監査請求によれば、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の具体的な行為を対象とするものであり、議会の議決の当否にまで監査委員の権限が及ぶものではないことは、最高裁判所の判例（昭和37年3月7日判決）から推察されます。したがって議会の議決により支出された補助金については、違法性はないものと解されます。なお、町による補助金の支出行為について、監査の結果、補正予算成立後に適正に処理されていることを確認しました。

❷ 当該補助金が上島町と株式会社いきなスポレクが締結した「インランド・シー・リゾート　フェスパの管理に関する基本協定書」第35条第3項を補助金が支出できる根拠としているが、この補助金を支出したことが本協定書に違反していると言えるかどうか。

❸ フェスパの平成30年7月から10月までの売り上げの減少が7月豪雨に起因するものと言えるかどうか、また、その補助金（災害支援金）の算出根拠に妥当性があるかどうか。